

# 市政トピックス

## 議会報告会

議会事務局 庶務係(内線501)

▼とき 8月4日(土) 午後1時30分  
から

▼ところ 中央公民館 2階講堂

▼内容 議会の報告・意見交換会  
※多くの市民の皆さんのご参加をお  
待ちしています。

## 原爆と人間展

協働推進課 協働人權係(内線334)

8月6日、9日の広島と長崎の原  
爆の日にもない、「原爆と人間展」  
パネル展示を行います。

▼とき 8月1日(水)〜10日(金)

▼ところ 中央公民館1階ホールお  
よび市役所1階西側通路

「あの日」から人間がどんな生活  
を強いられたか、そして被爆者たち  
が「ふたたび被爆者をつくらせない」  
ために、どう生き、どう闘ってきた  
かを示し、今何ができるかを問いか  
けていきます。ぜひご覧ください。

6月の展示では、市民の皆さんに  
ご協力いただき、五百羽の折鶴を広  
島へ向かう「あいち平和行進団」に  
渡すことができました。ありがとう  
ございました。



## チャイルドシートの短期 無料貸出を行っています

安心安全課 防犯交通係

(内線361・362)

まもなく夏休みが始まり、帰省等  
外出する機会が増えるシーズンです。  
もしもの時、交通事故から乳幼児を  
守るため、チャイルドシートを正し  
く装着して出かけましょう。

市では、一時的にチャイルドシー  
トが必要になった人や、購入を予定  
している人の試用のために、2週間  
の無料貸出を行っています。種類は、  
ベビーシート、チャイルドシート、  
ジュニアシートの3種類です。希望  
される人は、安心安全課へお申込み  
ください。(電話予約可)



## 戦没者遺児による慰霊友好 親善事業の参加者募集

(財)日本遺族会事務局

(☎03-3261-5521)

愛知県遺族連合会

(☎052(231)6504)

この事業は、厚生労働省から補助

を受けて実施しており、先の大戦で  
父等を亡くした戦没者の遺児を対象  
として、父等の戦没した旧戦域を訪  
れ、慰霊追悼を行うとともに、同地  
域の住民と友好親善をはかることを  
目的としています。

### ▼実施地域

【広域地域】①旧満州②旧ソ連③モ  
ンゴル④西部ニューギニア⑤中国(1  
次)⑥マリアナ諸島⑦東部ニューギ  
ニア(1次)⑧ボルネオ・マレー半  
島⑨トラック諸島⑩パラオ諸島⑪ソ  
ロモン諸島⑫フィリピン(1次)⑬  
ミャンマー(1次)⑭台湾・パシ  
海峽⑮ミャンマー・インド(2次)  
⑯東部ニューギニア(2次)⑰フィ  
リピン(2次)⑱中国(2次)  
【特定地域】①西部ニューギニア②  
ビスマーク諸島③マーシャル・ギル  
バート諸島  
▼費用 参加費9万円  
※日程等の詳細は、(財)日本遺族会事  
務局へ。申込みは、愛知県遺族連  
合会へ。

## ひとり親家庭の手当を 受給中の皆さんへ 更新手続(現況届)を忘れずに

子ども課子育て支援係(内線224)

児童扶養手当、愛知県遺児手当、  
知立市遺児手当を受給している人は、  
8月1日〜31日(土、日曜日は除く)  
までに手当の受給資格を更新する手  
続が必要です。

この手続をしないと、8月分以降  
の手当が受けられませんので、必ず  
期限内に手続をしてください。

更新の手続には、自宅の電気、ガ  
ス、水道料の領収書または検針票、  
電話料の領収書なども必要です。で  
あらかじめご準備ください。  
必要な手続のご案内は、7月下旬  
に各手当受給者の皆さんあてに送付  
します。

## 飼い主のいない猫に エサを与えないでください

環境課 環境保全係(内線216)

野良猫に関する苦情が多く寄せら  
れています。

### ▼内容

- ・庭があらされた
  - ・ふん尿で汚された
  - ・車が傷つけられた
  - ・倉庫で子猫が生まれた 等
- ▼原因 むやみにエサを与えたこと  
により、周辺に猫が居ついてしまっ  
たことが原因と考えられます。

### ▼改善策

- ・かわいそうでも、野良猫にはエサ  
を与えない
- ・自分自身が新しい飼い主となって、  
自宅内で飼う
- ・最後まで責任をもって飼ってくれ  
る里親をさがす
- 猫は自宅で飼いましょう。無責  
任に子猫を増やさないように避妊・  
去勢手術をしましょう。

**国民年金保険料の  
追納制度をご存知ですか？**

刈谷年金事務所 (☎21)2115)  
 国保医療課 国保年金係(内線157)

国民年金保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

免除や猶予をうけた後、経済的に余裕ができたときは、過去10年以内であれば古い期間から順にさかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」をご利用ください。

追納額は2年度以内であれば当時の保険料額となりますが、3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきます。将来、受け取る年金額を増額するため、お早めに「追納」することをおすすめします。

**国民健康保険高齢受給者証が  
8月1日から変わります**

国保医療課 国保年金係(内線154)

70～74歳の国民健康保険加入者には、医療費の自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」(以下「高齢受給者証」)を発行しています。適用は70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から75歳の誕生日の前日までです。医療機関等で診療を受けるときは、国民健康保険

証とともに高齢受給者証を窓口に提示してください。

■負担割合について

国民健康保険の自己負担割合は、毎年8月1日に前年の所得などに応じて、3割、または2割(平成25年3月31日まで1割)を判定します。

■高齢受給者証の送付

●すでに高齢受給者証をお持ちの人は、7月下旬に新しい高齢受給者証を送付しますので、8月1日から差し替えてお使いください。お手元に届かない場合は、国保医療課まで連絡してください。

●これから70歳になる人は、70歳になる誕生日(1日)生まれの人はその前月)の月末に高齢受給者証を送付しますので、翌月1日から使用してください。

<高齢受給者証の発送について(例)>

誕生日	送付	適用開始
8月1日生まれ	7月下旬	8月1日から
8月2日生まれ	8月下旬	9月1日から



知立公園花しょうぶまつり

**こども写生大会入賞者決定**

知立公園花しょうぶ園で開催された「こども写生大会」の入賞者が決まりました。応募総数470点の中から審査の結果「推薦」の清水心桃さんを始め、次の皆さんが入賞されました。

(敬称略)

賞	氏名	学校名等	学年等	備考
推薦	清水 心桃	来迎寺小学校	4年	知立市長賞
	横田 智也	知立小学校	6年	中日新聞社賞
特選	小栗 咲輝	八ツ田小学校	3年	花菖蒲育成会長賞
	市川 和樹	安城北部小学校(安城市)	2年	知立市教育長賞
	積木 日菜	知立中央保育園	年中	知立神社賞
	柘岡 未緒	知立小学校	6年	知立市観光協会賞
入選 (順不同)	澤井 優真	知立小学校	6年	〃
	高木 花音	八ツ田小学校	6年	〃
	加藤 風花	八ツ田小学校	5年	〃
	佐橋 優人	知立小学校	4年	〃
	犬塚 媛理	新川小学校(碧南市)	3年	〃
	小島 雪矢	安城北部小学校(安城市)	2年	〃
	高木 栄生	八ツ田小学校	1年	〃
	原田 美玖	西端小学校(碧南市)	1年	〃
	江川 幸毅	暁星幼稚園	年長	〃

入賞作品は、7月18日(水)～29日(日)まで、中央公民館1階ホールで展示します。ぜひご覧ください。

▶問合せ 観光協会事務局  
(経済課内 内線211-212)



「推薦」清水心桃さんの作品

# 介護保険サービス 利用者負担の軽減

▼問合せ 長寿介護課（内線 147・148・149）

介護保険では、1割の自己負担で介護サービスが利用できますが、所得の低い人には負担を軽減する制度があります。詳細はお気軽にお問合せください。

制度名	対象者	軽減の内容
訪問介護利用者負担額助成金支給	障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている人で、次のいずれかに該当する人 ・65歳到達以前1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用して来た人で、65歳に到達し介護保険の対象となった人 ・特定疾病によって生じた身体上または精神上的の障がいがある人で、要介護または要支援の状態となった40歳～64歳までの人	訪問介護を利用したときの利用者負担が全額免除となります。
社会福祉法人による利用者負担の軽減	市町村民税非課税世帯で次のすべてに該当し生計困難者と市長が認めた人および生活保護受給者 ① 前年収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ② 預貯金等（有価証券等を含む）の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	軽減を実施する社会福祉法人の介護保険サービスを利用したときの10%の利用者負担額およびこれに伴う食費・居住費（滞在費）の利用者負担限度額が4分の1軽減されます。（老齢福祉年金受給者および対象収入が42万円以下の人は2分の1）ただし、生活保護受給者は個室の居住費が全額軽減されます。
介護保険利用者負担額減額・免除	災害や著しい所得の減少などの特別な事情で介護サービスの利用者自己負担額の支払いが困難となる介護保険認定者	すべてのサービスを利用したときの利用負担が損害の程度や前年の総所得金額等に応じて減額・減免されます。
介護保険利用者負担額軽減	市町村民税非課税世帯で次のすべてに該当する人 ① 前年収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ② 預貯金等（有価証券等を含む）の額が単身世帯で200万円（2人以上の世帯は250万円）以下であること ③ 世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと ④ 市町村民税課税者の扶養または援助を受けていないこと ※ただし、生活保護受給者、世帯員に市民税未申告者または介護保険料滞納者がいる場合および生計同一者が市民税課税者である場合を除く。	居宅サービスを利用したときの利用者負担額が2分の1になります。 ※ただし、 ・グループホーム ・特定施設入所者生活介護 ・福祉用具購入 ・住宅改修 を除きます。
食費・居住費（滞在費）の減額	次のいずれかに該当する人 ① 生活保護受給者 ② 市町村民税非課税世帯の人等	施設サービス・短期入所を利用した際の食費・居住費（滞在費）の負担が収入に応じて減額されます。

## 介護保険料（65歳以上）の減免

次の要件に該当する人は減免の対象になります。

① 災害や著しい所得の減少など特別な事情で保険料の納付が困難な人は、損害の程度や前年の総所得金額等により納付額の10分の10～8分の1に相当する額を減免します。

② 保険料の第1段階の人（生活保護を除く）で、市民税課税者の扶養または援助を受けていない人は、納付額の10分の9に相当する額を減免します。

③ 保険料の第2・第3段階の人で、次の条件のすべてに該当する人は、納付額の4分の1に相当する額を減免します。

- ・世帯の前年収入（遺族年金、障害年金、失業給付、仕送り等含む）の合計が独居で150万円（世帯員1人増すごとに50万円を加算）以下であること。
- ・世帯の預貯金の合計が独居で200万円（2人以上の世帯は250万円）以下であること。
- ・世帯員すべてが日常生活に供する資産以外に活用する資産を有しないこと。
- ・市民税課税者の扶養または援助を受けていないこと。

○申請時に持参するもの 預貯金等のすべての通帳（平成23年1月1日から現在までの記帳のあるもの）、印鑑（認印で可）、年金収入等の分かるもの、医療保険証

▼問合せ 長寿介護課 介護保険係（内線148）

水道メーターの取替えにご協力ください

水道課料金企画係(内線256)

市が管理している水道メーターは、耐用年数の8年を迎えると市の負担で取替えを行っています。皆さんへ取替時に費用を請求したり、宅内の水周りの点検をすることは一切ありません。

今年度は検定満期が平成24年度に到来するもの(24.4から25.3まで)が対象です。(メーターのふたに検定満期(年・月)が記載されています)

取替対象の人には、市が委託した業者が直接訪問し、その場で交換をします。訪問時に取替えができない場合は、後日行うことも可能ですので、作業員または業者へ直接ご相談ください。取替えは、来年3月まで市内各地で随時実施します。

なお、不在の場合でも業者が判断し、取替作業を行うこともありますのでご了承ください。メーター周りに車などの障害物がないようご理解・ご協力をお願いします。

▼今年度取替委託業者

「偶数月検針地区」 タブチ住設機工(株) (81)0396

「奇数月検針地区」 森島設備管工(株) 知立支店 (81)0079



貯水槽の清掃・点検は大丈夫ですか？

水道課料金企画係(内線256)

ビルやマンションでは水道水の臭いや色といった衛生面が問題になることがあります。

原因の多くは、貯水槽(受水槽や高置水槽等)の管理が適正に行われていないことが考えられます。

年に1回以上は、貯水槽内部の清掃、破損がないかどうかの点検など、安全な水を利用するためにも維持・管理をしましょう。

貯水槽を新規に設置するとき、廃止または管理者等を変更するときは忘れずに市へ届出をしてください。

設置しましたか？  
住宅用火災警報器

衣浦東部広域連合消防局予防課 (63)0136

すべての住宅に、住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。警報器を設置していただくため早く火災に気づき、大火災にならなずに済んだ事例が全国で多数報告されています。

警報器は、就寝中でも早く火災に気づき、「住宅火災による死者をなくす」ため設置するものです。大切な命を守るために1日も早く自宅に住宅用火災警報器を設置しましょう。

8020表彰式

6月10日(日)保健センターで、知立市歯科医師会、知立市共催による第10回「8020表彰式」が開催されました。

この表彰は、今年度80歳以上で自分の歯を20本以上保っている人を達成者として表彰するものです。

今年度は、20人が表彰され、表彰式にも全員ご出席いただき、賞状と記念品が送られました。受賞者の皆さんによい歯を保つ秘訣を伺うと、「定期的に歯科検診に行く」、「歯間ブラシを使用する」など、平日頃から歯の健康管理に努めてみえ、歯に対する意識の高さを感じた内容でした。



▼問合せ 保健センター (82)8211



■受賞者の皆さん

(敬称略・五十音順)

○達成賞

伊藤敏夫、内田武、榎木加壽子、大岡順子、岡田ふ志み、岡田豊、岡部茂、河合喜久子、佐々木一四、末益泰輔、鈴木悦子、千々岩敬剛、藤九美津江、中島米子、野澤秀男、日比野進、松永純江、山田千次、山本のお江、吉田イツ子